

「消防同意」の一部及び「消防通知」の電子申請受付を開始します。

電子申請が可能な建築物

札幌市内に建築される延べ面積が**3,000㎡未満**の建築物

※延べ面積3,000㎡以上の建築物は、従前通り紙媒体による申請になります。

使用システム

一般財団法人建築行政情報センター
「電子申請受付システム」

※他のシステム等を用いた電子申請はお受けできません。

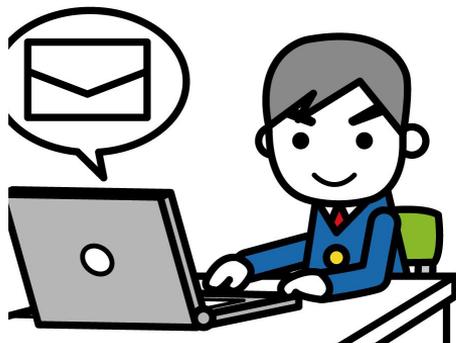
※本システムのご利用については、一般財団法人建築行政情報センター
(03-5225-7701(代表)) へお問い合わせください。

申請先アカウントの選択

アカウント名	受付対象
札幌市消防局	建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のうち、延べ面積3,000㎡未満のもので次に掲げるもの 1 延べ面積1,000㎡以上のものに係る確認申請書等 2 消防法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所に係る確認申請書等 3 高圧ガス保安法第5条、第16条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条、第37条の4の許可を要するものに係る確認申請書等 4 火薬類取締法第3条、第10条、第12条の許可を要するものに係る確認申請書等
札幌市消防局 確認同意担当 (札幌市役所2階)	1 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物で、上記に掲げる建築物以外の建築物のうち、延べ面積1,000㎡未満のものに係る確認申請書等 2 消防通知

留意事項

- 申請時は、消防同意依頼書（指定確認機関の名称、代表者の氏名、同意を依頼する旨、担当者の氏名及び連絡先等が記載されたもの）を添付してください。
- 開庁時間以外の申請は、翌開庁日に受付いたしますので、予めご了承ください。
- 消防同意後に紙媒体で交付していた「消防法令適用通知書」は、電子データにて交付します。
また、同じく紙媒体で交付していた各種資料（防火管理、こんろ、灯油ホームタンク、液化石油ガスなど）は札幌市公式ホームページに掲載することとし、「消防法令適用通知書」にそのURLを記載します。



【お問い合わせ先】

- 【札幌市消防局】：札幌市消防局予防部 査察規制課設備係 北海道札幌市中央区南4条西10丁目
☎ 011-215-2050 ✉ setsubi.shobo@city.sapporo.jp
- 【札幌市消防局確認同意担当（札幌市役所2階）】：札幌市消防局予防部 確認同意担当 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所2階
☎ 011-211-2243 ✉ 同上